

相続登記に必要な書類等

1. 被相続人（亡くなられた人）
 - ①戸籍（又は除籍）謄本 1通
 - ②戸籍（又は除籍）附票謄本 1通
(本籍地の役場で取って下さい)

2. 被相続人の配偶者
 - ①住民票 1通
 - ②印鑑証明書 1通
 - ③実印（遺産分割協議書に捺印のため）

3. 被相続人の子ども
 - ①戸籍謄本 1通
 - ②住民票 1通
 - ③印鑑証明書 1通
 - ④実印（遺産分割協議書に捺印のため）

4. 相続する不動産の固定資産の評価証明書 1通
(市役所税務課で交付されます。)

※上記以外に被相続人の生前、満12才位から死亡するまでの連続した除籍謄本や原戸籍が必要ですが、取得が困難であれば当事務所でお取りすることも出来ます。

福岡県春日市宝町3丁目3番地
水野・鬼塚司法書士事務所
TEL (092) 571-6321
FAX (092) 571-6369